

アイヌ語の衰退と復興に関する一考察

A Study of the Decline and Revival of the Ainu Language

上野昌之

UENO, Masayuki

アイヌ語は、アイヌ民族の独自言語である。かつて樺太、千島、北海道の三方言があったと言われるが、現在母語話者が残っているのは北海道方言のみとなっており、その母語話者も人数としては極めて少ない。こうした状況は言語学的には危機言語、つまり消滅の危機に瀕した言語として考えられている。アイヌ語の母語話者が減少した背景には、歴史的な要因が大きく関わっている。幕末から明治期の対アイヌ政策がもたらした帰結といえる。アイヌ語の衰退は、アイヌ民族の日本語への転換、日本化が進行して来たことを意味する。言語を媒体とした相互の意志・思想・感情の世代間の継承行動の喪失が生じ、民族共同体に統一性が失われ、これまでの日常性が崩壊し、伝統的共同体の解体へと至ることになる。民族的アイデンティティが揺らぎ民族の存在が危ぶまれる状況になっていった。しかし、今日アイヌ民族は民族の権利回復をめざす活動を行っている。その中でアイヌ語の復興活動の持つ意味は大きいものになっている。本稿では、アイヌ語の衰退を歴史的な事実からたどり、アイヌ民族への教化により彼らの習慣、生活様式が変質を強いられていく過程を概観し、その際学校教育がアイヌ語の衰退に大きく関与していたことを明らかにする。次にアイヌ語のように危機言語と位置づけられる言語が衰退に導かれるプロセスを追い、その意味を考察する。そして、民族集団の持つ言語の権利を踏まえ、言語保護のための国際的潮流を参照する。そして最後に、アイヌ語の復興活動の一つとして地域的に繰り返されているアイヌ語教室について、平取二風谷アイヌ語を例にその活動を概観し、行われている活動の中からアイヌ語復興にとって必要な事柄、復興の意義を考えることにする。

序

アイヌ民族の独自言語であるアイヌ語は、樺太方言、千島方言、北海道方言と大別することができる¹⁾。そのうち、千島方言は明治17年の強制移動後しばらく後に話者が途絶え、樺太方言も1994年に最後の母語話者の浅井タケ氏がなくなったことで途絶えたとされている²⁾。現在母語話者が残っているのは北海道

方言のみとなっており、その母語話者も人数としては極めて少ない。こうした状況は言語学的には危機言語、つまり消滅の危機に瀕した言語として考えられている。アイヌ語の母語話者が減少した背景には、歴史的な要因が大きく関わっている。江戸時代後半からの松前藩および幕府の蝦夷地経営や明治時代以降の北海道開拓が大きく関与している。

アイヌ語の衰退は、同時にアイヌ民族の日

キーワード：アイヌ語、危機言語、アイヌ語教室

Key words : ainu language, endangered languages, ainu language

本語への転換、日本化が進行していることを意味する。日本による言語的支配が進行したといえる。民族言語を中核とする民族共同体にとってこの過程では、言語を媒体とした相互の意志・思想・感情の世代間の継承行動の喪失が生じ、民族共同体に統一性が失われることになった。すなわちこれまでの日常性が崩壊し、伝統的共同体の解体を意味するものである。こうした共同体の喪失がその後のアイヌ民族のアイデンティティを不確実なものにしていったと考えられる。しかし、今日アイヌ民族は民族の権利の回復をめざす活動を行っている。その中でアイヌ語の復興活動の持つ意味は大きいものになっている。

こうした点を踏まえ、本論では、まず、アイヌ語の母語話者減少が起き、危機言語となって行った原因を、明治期以降の日本のアイヌ政策を中心に振り返り考察する。その際学校教育に視点をおき、プロセスを明らかにする。そして、それを受け、危機言語としてアイヌ語を位置付け、民族集団の持つ言語の権利を踏まえ、先住民族の言語復興のプロセスについて、今日北海道で続けられているアイヌ語復興の教育活動、社会活動の取り組みから、アイヌ民族と日本の相互にとって言語復興の意義を考察していく。

I アイヌの教化とアイヌ語の衰退

蝦夷地は1869（明治2）年北海道と改められ、開拓使が置かれ近代日本国家の版図に組み込まれた。蝦夷地は幕末からロシアが南下し、それを為政者は北方の脅威ととらえていた。とくに千島列島や北蝦夷地つまり樺太は直接接する地域でありその対応は政権の課題となっていた。明治政府は「蝦夷は皇国の北門」と位置付け、ロシアからの脅威を防ぎ、

樺太における国境線の確定が必要となっていた。

新政府の開拓政策は、北方の脅威を防ぎつつ内国化した新領土を拓殖するという二重の視点が求められ、その一貫として先住するアイヌ民族への対応があった。幕政当時、ロシアとの国境線の確定交渉にあたった川路聖謨は、アイヌ民族が日本の住民であるがゆえに、アイヌの住むところは日本であるという論理で国境交渉を進めた。それゆえアイヌ民族がロシアとの関係を強めることは避けなければならないことであった。新政府は、アイヌ民族はこれまで幕藩の官吏により過酷な仕打ちをしたことで、「外人頗る愛恤の意を尽くす」「土人往々にして我を怨望し、彼れを尊信する」という認識があった。国境を接する地域ではこれが不利に作用していると考え、「土人」への教導を説くことで未然に脅威に備えることを蝦夷地経営の方針と打ち出した³⁾。新政府のアイヌへの教育は、まず外交上の必要性から導かれたといっただろう。

新政府は「撫育ノ道ヲ尽クシ教化ヲ広メ風俗ヲ敦スヘキ」とアイヌ民族への改変を掲げ⁴⁾、開拓使も、1870年9月の「開拓使庶務規則」で「土人童男女教育ノ義ハ新ニ手習所ヲ撰ヒ御用間出張ノ上清々世話致シ毎日一飯ツツ為取可申事」⁵⁾と具体的な運営方法までも示していた⁶⁾。しかし、各地で筆学所の設置も求められていたが、こうした手習所が実施されたかどうかは明らかではない⁷⁾。

開拓使は外交上の必要とともに開拓の有用性からもアイヌを日本化させる政策を取っていく。幕末より居住する和人や新に移住する内地人とアイヌを包括的に統治していくために、第一歩として、1871（明治4）年4月に戸籍法を制定した。アイヌも皇国の臣民とし

て平民と位置づけられ、氏名をつけられることになる。アイヌは幕藩期に長いこと「夷人」「蝦夷人」などといわれていた呼称が、幕末の1855（安政三）年に、制度的には「土人」呼ばれるようになっていた。この戸籍法では、他の北海道住民と便宜上区分するために、1878（明治11）年4月に達により戸籍上に「旧土人」と記されることになる⁸⁾。

戸籍法布告後まもない1871年10月、アイヌに対して次の四項目の布達が出された。条文は次のようになる。

- 一、開墾致シ候土人ニハ居家・農具等被レ下候ニ付、是迄ノ如ク死亡者有レ之候共、居家ヲ自焼シ、他ニ転住等ノ儀堅ク可ニ相禁一候事。
- 一、自今出生ノ女子入墨等堅ク可ニ相禁一候事。
- 一、自今男子ハ耳輪を著候儀堅ク相禁シ、女子ハ暫ク御用捨相成候事。
- 一、言語ハ勿論、文字相学候様可ニ心掛一事。

新政府の具体的なアイヌへの教導政策といえることができる。これらのうち上位三項目は弊習への禁止事項である。農耕によるアイヌの定住化を促す政府にとってそれを損なう風習や、習俗のうちでも女子の身体加工、男子の装飾というものは和人ととの差異が明確に表れ、日本的風俗に相容れないものを禁じている。アイヌへの教育は、まず禁則からはじまるのであった。かつて幕藩期に和風化を求められたことがあったが、ここでは誓約書を求められる例も見られ⁹⁾、日本化することへの徹底が図られていく。しかし、実効性に乏しかったようで、5年後に罰則規定が設けられ再度布達されることになる¹⁰⁾。

アイヌ風俗の禁止は、新に組み込んだ領域

の先住民族に対し、日本的な道徳観の教化を徹底化させるものであった。それは移住者との差をなくし、統一的に統治していくために必要なことであった¹¹⁾。統治する上では習俗以上に問題となったのが、言語の相違であることに違いない。それが第四項目目として日本語の勸奨というかたちでなされている。ここでは日本語を話し、書けるように学習することが求められているだけで、強制されてはいない。しかし、新政府はこれと前後して蝦夷通辞を廃止し、土人取締りへと改編¹²⁾を行っている。この時期は制度的に対応できるほどに行政が整備されておらず、内地においても方言差の解消が課題であった時期で、言語政策という体系的なものが考えられていたわけではなかったのだろう。

アイヌ民族への教育が具体的な教育制度として具現化されたのは開拓使仮学校といえることができる。開拓使次官黒田清隆の「内地人民を遣りて風習を教ふるよりも、寧ろ移して莊嶽の間に置く方が、易く且速やかである」¹³⁾との意向により、1872年東京の芝増上寺に開設した仮学校に附属の北海道土人教育所と第3官園に、日本語と農業実習などの学習を目的に小樽、高島、石狩、札幌、余市のアイヌの青年男女38名を留学させた。男29名、女9名¹⁴⁾。13歳から38歳まで、平均23歳であった。東京では「男は髭を剃り髪を切らせ、女は入墨耳輪を廃止、髪を結び、特に男には洋服を着せ靴を穿ち帽を被らせたり」¹⁵⁾し風俗を改めさせた。土人取締りを付け、年齢・性格により青山の第3官園で農牧の実習を行わせる者と、教育所で、読書、習字、算術を学ばせるものに分けて生活をさせた。女子には学業のほか、専門の教師を付け家事・裁縫・機織なども習わしている。貸渡された教科書に

は、史略・郡名産物日本地理往来・啓蒙手習之文・泰西勸善訓蒙・ちゑのいとくち・算盤等があるが¹⁶⁾、どのような形式で授業が行われていたかは定かではない。ただ、記録によれば、「年長者の現術を除いて何れもその成績頗る芳しからず」¹⁷⁾と評されるように、実習以外では学習の成果は現われなかったようである。参加したアイヌについてもこの「東京留学」の目的にどこまで賛同していたかどうかは不明である。郷里を離れ、慣れない社会環境、自然環境のなかで寄宿舎生活を強いられることが、如何に過酷であったかは、初年度の早々の脱出者がでたり、2年目には2名（閉所までに4名）も病死者が発生などからも理解できる。年月の経過で帰郷を希望したりするものが増えたため、一時帰郷なども試みるが、再上京しないものが多く、在京者も帰郷を望むため、まもなく全員を帰郷させ、仮学校も札幌に移転させた。開拓使にとっては「予期の如き成績を挙ぐること能はず」という結果ではあったが¹⁸⁾、参加したアイヌの大半が自文化を捨ててまで、日本化を受け入れようとしなかった結果と考えることができる。

しかし、土人教育所は失敗に終わったものの、この間に学制発布（1872年）もあり、アイヌも学校教育の対象となっていく。1875年樺太千島交換条約の結果、樺太から対雁に強制移住させられたアイヌの子弟に対する教育所が作られる（1877年）のを皮切りに、広尾、大津、平取、紗那、瀬田、白老、千歳、室蘭、遊楽部、色丹、虻田、有珠、白糠と1880年代前半までに道内各地にアイヌ学校が作られていくことになる。かつて漁場がありアイヌとの関係が密な地域や居住者の多くがアイヌである地域におかれている¹⁹⁾。とはいえ、アイ

ヌコタンの掌握も十分にはなされておらず、また、学校教育の必要性は学制発布後の国内状況と同様に理解されていなかった。就学させるには困難さがともなっていた。役所の官吏や教員がコタンをまわり説得にあたったたり、授業料、学用品を補助したりするなどして説得している。しかし、アイヌの多くは就学には否定的であった。

この時期開拓使は本格的に開拓政策を実施していく。北海道土地売買規則、地所規則（1872年）により、アイヌが従来、漁場、狩猟、伐採などに利用してきた土地が和人の所有となっていく、北海道地券発行条例（1877年）では居住地所も制限されていった。移民の増加がアイヌの生活に圧迫を加えはじめ、鹿猟規制、獣猟毒矢禁止、漁猟取締規則、鮭川漁禁制など、アイヌの生産活動への法的制限が矢継ぎ早に出されていった。これによりアイヌの生活が急速に悪化し、食糧難から餓死者が発生することも度々起きている²⁰⁾。入植者の流入も急増し、アイヌの居住環境は悪化の一途をたどっていくことになる。各地に教育所ができたものの通わせるアイヌが少なかった。これは急激に「自分たちの生活破壊をもたらした諸政策と共に設置された学校」²¹⁾に対する不審と反発があったのであろう。

アイヌへの教育は、彼らの生活の困窮により新たな局面を迎えることになる。道庁が行っていたアイヌの財産・土地管理への疑惑が問題となり、第8回帝国議会でも「北海道土人ニ関スル質問」²²⁾がなされるほどに、国内の社会問題となっていた。アイヌ問題への関心は、政府、道庁への批判という側面で形成されていたといえる。また人類学などの研究の進展からアイヌへの興味、関心が高まっていたことも事実であり、「滅び行く民族」に

対する保護の論調が形成されていたことも見逃すことはできない。しかし、何よりも政府や行政を動揺させたのは、キリスト教の伝導活動で、ジョン・パチェラーを中心とした聖公会の活動が道内各所で繰り返り広げられていったことである。パチェラーは1878年に北海道に来て、胆振、日高のアイヌコタンをまわりアイヌの宗教・風俗・言語を研究する一方で、布教活動を繰り返している。1888年に幌別にアイヌ児童のために愛隣学校を設立し、アイヌ語による教育に努めたり、内地への遊説でアイヌの救済を訴え、その寄付金をもとに1892年には札幌の自宅に診療所をつくり、札幌病院の医師関場不二彦の協力を得てアイヌへの医療にあたっている。また、アイヌの社会問題の一つでもあった禁酒運動も繰り返されるなど、医療や教育において尽くしていく。聖公会は幌別のほかにも、釧路や白糠、日高、函館、十勝と各地にアイヌ学校を設立し活動を広げ、平取周辺では信者が一時500名に及んだという。しかし、こうした学校では聖影が奉戴されていなかったり、天皇すら知らないものがあると歎く意見もあり²³⁾、当時外国人の国内移動が自由で、政府は不平等条約の改正を政治課題にもしている中こうした外国人による活動は、政府に危機意識を持って受けとめられていく。

アイヌ保護は帝国議会で立法化の流れとなっていく。1893年の第5回帝国議会で改新党の加藤政之助により「北海道土人保護法案」が、1895年の第8回帝国議会では自由党の鈴木充美らによって同名の法案が提出された。共に議員立法という形で出されたが、法案内容不備ということで廃案となった。その後1898年の第13回帝国議会において政府提出の北海道旧土人保護法の成立を見ることになる。

この旧土人保護法は基本的にアイヌ救済策ではなく、多くの問題点をはらみアイヌ民族の生活を改善させるには程遠いものであった。

ここではアイヌ語の衰退に関わる観点でこの北海道旧土人保護法とそれに伴った児童教育規定について改めて着目する。

北海道旧土人保護法では、就学に関して二項目の規定を設けた。アイヌ子弟への小学校への就学を簡易にする措置を取った。

第7条、北海道旧土人ノ貧困ナル者ノ子弟ニシテ就学スル者ニハ授業料ヲ給スルコトヲ得

第9条、北海道旧土人ノ部落ヲ為シタル場所ニハ国庫ノ費用ヲ以テ小学校ヲ設クルコトヲ得

これを受けて、1901（明治34）年より毎年3校ずつ新設し、7年間で21校にする計画を立てて、旧土人児童教育規定および旧土人児童教育規定施行上注意要項を公布した。アイヌ教育も基本的には小学校令施行規則など国内法令に準拠しているが、これら法令は、アイヌを対象にした補足的な意味をもつ。和人児童との別学、教科目、学年、授業時数を定め、各項目の詳細な注意事項を規定した。

学校編成は和人とアイヌの別学で行うことを原則と考えている。教科目についても普通尋常小学校の3年次程度のものを4年かけ行い、日常生活に即したものを実物教授法に基づき反復練習を十分行わせることなどが基本的な教授法として挙げられている。岩谷英太郎がアイヌは心力の発達が遅れているため和人児童との共学が不可能であり、理解に時間がかかるとした理由などがその根底にある²⁴⁾。教科目は修身、国語、算術、体操、裁縫（女児）、農業（男児）とされたが、各科目の目的、目標が示され、アイヌ教育の意味が表されて

いる²⁵⁾。

修身では、「特ニ清潔、秩序、廉恥、勤儉、忠君、愛国ノ諸徳ノ修養ヲ主トシ、且ツ日常ノ作法ニ注意シ善良ナル習慣ヲ養成セムコトヲ務ムベシ」とアイヌの清潔・衛生という日常的な生活観念を改めることから始まり、国家的な義務までを修養させることを目的とする。そこにはアイヌの生活を不衛生なもの、無秩序で節度のないものという観念がある。実際の授業ではアイヌの生活習慣の詳細が指摘され「改善」が説かれた。日本的な生活様式、習慣の獲得が到達点となるのだが、これはアイヌ生活様態の連関を根本から否定するものであった。アイヌが義務付けられた修身教育は、生活様態の「改善」という生活上の事柄にとどまらず、これまでアイヌとは無縁であった天皇制に対する意識を修養させ、忠君愛国意識を備えた臣民化させることを目的としていた。そこではアイヌの言語も文化も、その民族性は目的遂行にとっては何ら役立ものではなく、無視、排除される以外のなにものでもなかった。修身に措定される学校教育の理念は、各教科で具体的に具現化されていく。

まず、国語では、日本語教育の徹底が図られる。読み方、書き方、綴り方を通して総合的に日本語に使えるようにさせている。発音・言語の留意や仮名書きの徹底を改めて注意しているように日常的に日本語が使えるようにすることを目標にしている。アイヌ児童を教える教員にはアイヌ語の素養が求められていたが、それはアイヌ児童の学習の促進を図る必要からアイヌ語による授業を行なうためではない。アイヌ児童にたいし威厳を保つためであった²⁶⁾。しかし、具体的な教材と照らし合わせると、日本語を第二言語として使用できるようにする語学教育ではない。読み物

は修身でもふれる日本の道徳や習慣といった内容で、その理解を合わせ行うものであった。児童が残した作文からは、日本化をはかるための教育内容であったことがうかがい知ることができる。唱歌を国語で扱うのも日本語を定着させるには机上の学習よりも興味を持ち受け入れやすかったためであり、発音矯正に役立ったことも指摘されている。アイヌ学校では授業でアイヌ語による教授が行なわれることはあったが、暫定的なものに過ぎなかった。むしろアイヌ語の使用は、学校では禁止されていた²⁷⁾。貝沢正氏は当時を振り返り「アイヌ語は昔のものだという教育されている」から使わなくなると述べている²⁸⁾。

算術は数の観念を与えることとなっている。アイヌにも数の概念はあり、数量計算ができないわけではない。しかし、数え方が異なり、とくに20以上になると、二十進法が基本になり、40は「二つの20」、60は「三つの20」という言い方となる²⁹⁾。沙流以外の地域での言い回しはこれと同じではないが、類似している。十進法の計算方法を教える観点からは、障害になるものであろう。しかし、ここでは数量のとらえ方の異なりにより、教授しにくいという日本人の問題から日本的な数え方が志向されたものであろう。むしろ、子どもがこの数え方をコタンに持ち込むことで日常生活が煩雑化したことは容易に想像がつく。

各教科の詳細を概観してみると、アイヌ学校で行なわれた授業は時間とともに次第にアイヌ社会に浸透していくことがわかる。学校では、教授は日本語で行なわれ、基本的にアイヌ語の使用ができない状況が作り出されていた。学校生活の中では日本語が使用言語としてあり、そのもとで子どもたちは、毎日生活するようになっていった。つまり学校内で

は授業内容以外にも隠れたカリキュラムが働いており、アイヌ的な日常を行なわせる仕組みが働いていたといえる。この継続の中で学校教育はアイヌ語を話したりアイヌの習慣を継続させる基盤を崩す役割を果たし、いくなればアイヌの民族性の排除が行われていたといえる。さらにアイヌ保護者に学校との関係を密にさせ「学校ヲ愛スルノ念ヲオコサシム」ことを求めたり³⁰⁾、儀式への参列を求めたりもすることで、子どもばかりでなく、アイヌ社会全体を国家の権威のもとに拘束していく機能を果たしていったことができる。

旧土人保護法が制定されて間もない1901（明治34）年には44.62%だった就学率が、1916（大正5）年には96.59%まで上がり、全道児童就学率98.51%に並ぶほどになる³¹⁾。1922（大正11）年の調査によれば、言語はアイヌ語と日本語を共用し、仲間内ではアイヌ語を、和人と話すときは日本語を使っていた。日本語の表現はきわめて単純で、一部のアイヌを除いては高度な観念が表現できなかったといわれるが、全く日本語を解することができないアイヌは、浦河・胆振地方に若干見られるだけだった。文字を解するものは1917（大正6）年の調査結果で40歳以上196人、40歳未満4999人、合計5195人おり、全体の約3割が解した³²⁾。旧土人児童教育規定ができてから20年の間で、日本語の日常的使用はほぼ100%と考えることができる。文字理解も若い年代では高くなっており、学校教育を受けているものほど高いことが類推される。1926年生まれで、二風谷出身の萱野茂氏によれば幼年時代には、周囲の大人は子どもにはアイヌ語を使わせようとしなかったという。この調査のころにはアイヌ語が社会言語として存

続しており、日本語の共用状態にあったが、その次の世代ではこれが途絶えているということがわかる。つまり、北海道旧土人保護法制定以後の約20年ほどの間で学校教育の浸透が起り、アイヌ社会では自言語・文化を世代継承させる意志が急速に失われていったといえる。

以上のようにアイヌ学校は日本への同化、馴化をめざしたものとされるが、アイヌの思想、概念、習慣、社会組織を無視し、アイヌ文化、民族性を否定することで実体化されていった。制度による拘束がアイヌの社会・経済的な衰退を招き、その帰結が人間性の劣等性に置き換えられていくという構図が作られていった。言語の喪失もこうした背景から一気に進行し、次世代への継承をさせようとする意図を失い、継承のすべを失った次世代は日本語しか話せなくなり、選択の余地なく日本文化を受け入れていくことになる。

アイヌ語の喪失に表裏するアイヌの日本語化は、国語教育が実践されていくことで子どもがこれを習いコタンに広がっていったものではなく、国家的に権威づけられた学校教育自体が持つ性格によりもたらされたものといえる。学校教育の中で学科教育はもとより、それを実践する中で使用される教材に内包する日本的思想、価値観が浸透し、アイヌの生活様式や生活環境、ひいてはアイヌ自体が劣等なものであり日本的なものが上位にあるという意識が刷り込まれて、民族の根幹でもあるアイヌ語の放棄がなされていったといえる。つまり、学校教育のカリキュラムと同時に、隠れたカリキュラムも大きく作用していたといえるのである。

アイヌ民族にとってその母語である民族言語は、明治政府の政策と社会的圧力により衰

退せしめられていった。個人が母語を忘れることはないが、母語である言語を次世代に継承させることができず、他の言語への乗り換えを余儀なくされたとき民族言語は喪失していくことになる。アイヌ語は極めて短期間に継承者のいない言語となっていったといえ、現在その継承者は極めて少ない状況となっている。このように現在言語の継承が危ぶまれている言語は危機言語といわれ、その再生が課題となっている。そこで次に危機言語の観点からアイヌ語について考えてみることにする。

Ⅱ 危機言語としてのアイヌ語とマイノリティ言語の保持

世界には6000におよぶ言語があるといわれるが、その大半が今世紀中に絶滅する可能性があるという。マイケル E. クラウスは世界の言語を話者人口の構成と継承方法から「絶滅寸前の (moribund)」言語、「危機にさらされている (endangered)」言語、「安泰な (safe)」言語の3つの範疇に分け、少数の「安泰な」言語以外は近い将来絶滅する恐れがあることを警告している³³⁾。

言語の消滅は特定言語の母語話者の人口が減少し喪失するということよりも、少数の有力言語の影響力が極めて強くなり、社会の広範囲で使用され重要度が増すことで、弱小言語の使用環境が狭まり、相対的価値の減少をもたらすという。いわゆる言語帝国主義によることがその原因にある。社会経済的価値が低い母語を使用するよりも、有力言語の獲得により社会的地位の上昇を期待することで、母語離れが生じる。やがて獲得された有力言語が日常的なコミュニケーション言語となり、本来の母語の使用が減少し、やがて言語が消

滅していく。その過程では世代間のコミュニケーション隔絶が生じるとともに、それまでに蓄積されていた知の体系が継承されることもなくなり、化石化していくことになる。

アイヌ語も「絶滅寸前」または「危機にさらされている」言語にあたり、消滅の危機に瀕する言語の範疇に入る。明治以降の民族同化政策と同化教育によりアイヌ民族の劣等性がア priori なものとされ、民族意識の中にも浸透した結果、アイヌみずからが自文化を無価値なものと考えようになった。アイヌ語も親が子に伝えることを拒否し、みずからも日常的には日本語を用い、めったにアイヌ語を使わないという生活となっていた。高齢者の死がそのままアイヌ語の母語話者の減少を意味した。

現在アイヌ語を母語とする人口は80歳代以上のごく一部に限られている。それ以下の年代では話すことができる人々も、生活環境にその素地はあっても、母語として獲得したものではない。しかし、その数もけっして多くはない。数世代前に起きたアイヌ語伝承の拒否をもたらした社会環境の影響が、現在のアイヌ語の生存環境を規定してしまっているのである。継承が難しかった社会環境の中で、現在も高齢者のなかにアイヌ語を継承している人々が少なからずいることは、偶然というよりは、前世代の人々の中にアイヌ語を継承させるための強い意志が働いていたと考えた方が妥当かもしれない。これによりアイヌ語は消滅が説かれながらも命脈を保ってきた理由に思える。現在アイヌ民族の圧倒的多数にとっては日本語がすでに母語となっている。アイヌ語は日常的なコミュニケーション語でもなく、思考媒体でもない。しかし、日本語が母語となっているアイヌ民族の人々にとって

もアイヌ語の消滅は肯定されるものではない。

生まれ育っていく中で身につけた母語は、生活言語として日常的な思考活動や人々間でのコミュニケーションに使われる。こうした言語の使用を権利として考えることは通常ではない。しかし、ある種の社会状況において個人の母語の使用が制限され、他の言語の使用を余儀なくされていくとき、そこには母語を使用する権利があるという考え方が発生する。鈴木敏和はこれを言語権と呼び、「自己もしくは自己の属する言語集団が、使用したいと望む言語を使用して、社会生活を営むことを、誰からも妨げられない権利」と定義している³⁴⁾。言語権という考え方が生まれてくる背景には、政治的、経済的なヘゲモニーが大きく関与している。アイヌ語がそうだったように、植民地主義における支配の構造の中で被支配地域の言語が一方的に衰退に追いやられる状況や、一国内で大きな人口が使用する主流言語と少数言語集団の言語との関係に見て取れる。植民地において公的に使用される言語は宗主国のそれであり、統治言語として政治的、経済的、社会的な場で使用される。宗主国の者が公私において使うばかりでなく、植民地人においても宗主国の言語を使う必要性が生じてくる。政治的な強制を伴わなくとも、人々に経済的要求や社会的上昇の意識が働くことで言語の乗り換えが起きる。統治のための装置として宗主国のことばを教育していくことも行なわれる。宗主国の言語と地域言語との関係はその政治的關係を照射し、宗主国の言語は prestige が高く植民地での公的言語とされ、地域言語はプライベート言語として地位の低下を余儀なくされていく。この点は一国内での主流言語と少数言語集団の言語との関係でも同様である。少数派の言

語集団が政治的にもマイノリティであるときには、言語的な差別が発生することもある。特定言語の使用が社会的な不利益を生み、集団や個人の生存すら危うくする環境が再生産されるのであれば、主流言語への乗り換えは容易に起こりうることになる。そして、マイノリティの言語はプライベートな領域でのみ使用はされ、最悪の場合は消滅していくことになる。

言語権をめぐる議論は、はじまったばかりであるが、民族の独自の言語による差別を禁止する考え方は、国際社会の中では戦後の早い段階からみとれる。国際連合で採択されたものだけを見ても、世界人権宣言（1948年国連採択）の第2条、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（国際人権規約A規約）（1966年国連採択）の第2条、市民的政治的権利に関する国際規約（国際人権規約B規約）（1966年国連採択）の第2条・第24条・第26条・第27条。子どもの権利条約（1989年国連採択）第2条・第30条、民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言（マイノリティ宣言）（1992年国連採択）、独立国における先住民族及び種族民に関する条約（ILO169号）（1989年ILO採択）第28条など数々ある。これらのほかに言語による差別を明記せずとも人種的な差別を包括的に禁止した、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1965年国連採択）がある。このうちマイノリティ宣言では少数者の言語の独自性を保護し、促進を働きかけ、その使用を権利として認め、国家に対しても少数者の母語教育の十分な機会のための措置を求めるものとなっている。2007年に採択された先住民族の権利に関する国連宣言でも、先住民族は、彼らの歴史、言語、

口承伝統、哲学、書記体系および文学を再活性化し、使用し、発展させ、そして未来の世代に伝達する権利、ならびに彼らの独自の共同体、地名、そして人名を選定しかつ保有する権利を有する（第13条）、と述べられており、マイノリティの固有の言語を保持して行く考え方は、国際的な潮流の中に位置づけられている。

現在の危機言語といわれている言語を母語とする言語集団の人々のおかれた状況は、例外なく政治的・経済的に影響力のある大言語との対峙に遭遇したり、国内での主流言語からの圧力がある場合である。こうしたマイノリティの言語集団の人々にとって母語の使用を求める言語権は切実なものとなっている。自らの思想や考えを自らの言語で表現することは、人間の基本的な権利のひとつである。母語でしか表現できない微妙なニアンスで表現すること、過去からの知の蓄積をもとに新たな知を重ねること、これらも言語を保持し使用する権利の中に当然含まれるべきものである。

Ⅲ アイヌ語教室とアイヌ語の復興

アイヌ語はその使用者が極めて少なくなり、近い将来継承者が途絶える可能性をもつ。言語学上危機言語といわれる範疇に入る。こうした言語は先住民言語を中心に世界に多く見られる。危機言語の再生プログラムも行われており、アイヌ語でも復興を目指し活動が始まっている。

アイヌ民族自身によるアイヌ語の復興運動は1990年代になり活発に行なわれるようになってきた。その中心となるのが北海道アイヌ協会の支部が開設している14箇所のアイヌ語教室であった³⁵⁾。1985年に平取町二風谷と

旭川でアイヌ語教室が開設されたのが始まりである。各地のアイヌ語教室では、その地域にいるアイヌ語話者が講師となり、アイヌ民族や和人を対象に定期的に語学、文化の講習が行なわれていた。ここでは、平取町二風谷アイヌ語教室の活動を通して、危機言語のアイヌ語を復興していくための方法を考察していくことにする³⁶⁾。

平取町二風谷アイヌ語教室は萱野茂氏の私設アイヌ語塾がその前身にある。これがアイヌ語復興教育の始まりにあたるものといえる。二十年近くにおよぶ活動の中で子どもから高齢者まで幅広く教室とかかわりを持ち、地域との密接なかかわりが形成されている。

平取町二風谷アイヌ語教室の活動

アイヌ民族が初めて設立したアイヌ語教室が、沙流郡の平取町二風谷アイヌ語教室である。萱野茂氏がアイヌ民族の子どもたちにアイヌ語を教えたいという動機から二風谷アイヌ語塾が生まれた。当初は保育所を作り、そこでアイヌ語の物語を話し、歌や踊りを教える計画であった。しかし、保育所を所管する厚生省（当時）から保育所での教育目的行為は認められないという見解が出され、アイヌ語教育は一旦頓挫する。その後隣接地に子ども図書館を新たに作り、1983年5月から二風谷アイヌ語塾という形でアイヌ語教育が始められたという経緯がある³⁷⁾。

萱野氏（大正15年生）は幼少より祖母と生活していたことでアイヌ語を日常的に使っていた³⁸⁾。当時、すでにアイヌ語は一般的には使われず、母語としていた人々たちも、アイヌ語の将来性に疑問を持ち、敢えて子どもたちに伝えることはしなくなっていた。そのような生活環境で育ち、アイヌ研究者たちが“滅

びゆく民族”の調査と称し、頻繁に訪れる二風谷という場所であったゆえに、萱野氏は成人した後に民族文化財の散逸に危機感を感じ、民具の保存活動や製作を始め、また、いち早くアイヌ語の録音収集を始めるようになっていった。萱野氏が子どもたちにアイヌ語を教え始めたのもこうした民族文化の保護、復興活動の一貫としてとらえることができる。

二風谷アイヌ語塾は1987年北海道ウタリ協会の事業となり平取町二風谷アイヌ語教室と改称され、成人の部と子どもの部に分けられ、おこなわれている³⁹⁾。

現在、前者を主に木幡さち子氏と萱野志朗氏が行ない、後者は関根真紀氏と関根健司氏が受け持つ。事務局長を萱野志朗氏が担い、成人の部カリキュラムの作製、教室の運営や広報紙の発行を行なっている⁴⁰⁾。

成人の部での活動は、月2回2時間ほどである。受講者は10~20人ほど、年齢層には幅がある。アイヌと和人の比率は6:4ほどだという。二風谷とその周辺の居住者が中心であるが、なかには遠方から来る者もいる。学習内容は木幡氏が講師になりウエベケレ(物語)お聞き取りが中心となる。木幡氏は80歳を越えるが、幼いときアイヌ語環境で生活をしており、母語話者ではないが素養は身につけている。講義は萱野茂氏が収録したカムイユーカ(神謡)、ウエベケレ(物語)、ウパシクマ(言い伝え)などの聴解、解説、アイヌ語の表現、会話練習などが各回テーマごとに繰り広げられる⁴¹⁾。受講者の中にはかつて生活の場でアイヌ語を聞いていた高齢者もあり、語学講座のような文法の講義はおこなわれない。質問や意見を求めながら進行し、講義一辺倒の学習でもない。受講者の中にはアイヌ文化振興・研究推進機構の口承文芸伝

統者育成事業に参加している方もおり、ユーカ(英雄叙事詩)の練習が教室とは別におこなわれている。

子どもの部の活動も月二回となっている。ゲームをふんだんに取り入れた室内でのアイヌ語のほかに、自然の中でアイヌの知恵を学ぶ野外学習やアイヌ語劇を通して言葉や歌と踊りを覚える学習を行ない、体験的に楽しみながらアイヌ語を習得させる手法を取っている⁴²⁾。

このほかにも地域見学会や地名学習会も季節ごとに行われる。また、成人の部と子どもの部で合同でアイヌ文化祭で創作アイヌ語劇をしたり、アイヌ文化推進機構のおこなう弁論大会=イタカンロへも参加し優秀な成績を収める人たちも出ている。

平取町二風谷アイヌ語教室では教室の活動のほかに、広報紙『二風谷アイヌ語教室』(B5版12頁)を隔月で発行している。教室事務局の萱野志朗氏が編集を行なっている。紙面は、二風谷の年輩者の談話やアイヌ語教室参加者へのインタビュー、萱野茂氏の随筆、地域のアイヌ関連ニュース、地域の史跡や歴史、アイヌ関係図書の紹介となっている。第一面が年輩者の談話となっており、1988年の創刊からすでに79号を越え、多くの人々が紙面に登場している。教室に通っている人とは限らない。その大半は、各人の生い立ちや思い出を語り、昔日の二風谷や北海道の生活を蘇らせている。身近な隣人の話であっても、めったに聞くことのできない内容が提供されており、地域の昔や同世代の思い出を共有する場となっている。

平取町二風谷アイヌ語教室が単にアイヌ語の語学教室ではないことは、前述の活動から看取することができる。アイヌ語を中核に据

えながら、アイヌ文化の底を流れる知を得ていこうとする活動といえるだろう。文化の継承が「形」の伝授ではなく、人々のつながりのうちに無形の価値を伝えていくことだ、ということを示している表れなのであろう。

では、危機言語としてのアイヌ語をいかに継承、保持し復興に導いていくのかという課題を考えなければならない。母語話者の高齢化が着実に進行しているなかで、アイヌ語復興のための対策は緊急を要する。一方ではアイヌ語教室に見られるような地域的な学習の場を活性化させて、専門的に教授できる教員の質を高め、教材を充実させ、多くの人々が参加できるような体制を作り上げることも必要である。それと同時にアイヌ語が使用できる社会的な環境の整備、アイヌ語の社会的なプレステージを高めるための情報活動も必要である。道内のアイヌ語地名併記運動、小中学校での地域学習の教材、観光、芸能、アミューズメント等経済活動での使用など、社会の全般でのアイヌ語、アイヌ民族の存在を積極的に認めて受け入れていく基礎を作っていくことが必要となる。政府や行政は積極的な支援を行うことは言うまでもなく⁴³⁾、先に見たように国際法的にもその義務も負っている。アイヌ語を公式な言語としていく法制化を視野に入れることも重要な政策課題であると考えられる。

衰退するアイヌ語を復興させるとは単に言葉の復活させるという意味ではない。アイヌ語を母語とする民族の存在をいかに社会で尊重していくかということにかかっている。かつて植民地主義のもと北海道開拓でアイヌは劣等な民族で文化も取るに足らないものと蔑まれたことにより、アイヌ言語の消滅は引

き起こされた。アイヌ語の復興は、たんに言葉を復活させることではない。アイヌ語を再獲得することはアイデンティティを再確認することで、共同体意識を構築するアイヌ民族の社会的な復権である。その意味でアイヌ語の復興は日本の中でのアイヌ民族の復興でもある。

結

これまで、アイヌ語の衰退とそのもつ意味、そして復興活動の一端を考察した。Iでは、歴史的な観点からアイヌ語の衰退を考えた。明治以降日本政府がおこなった北海道開拓政策の中でアイヌ民族への教化が行われ、アイヌ民族の習慣、生活様式の変質を強いられていった。教育の普及よりアイヌ子弟は学校への就学が行われ、国語教育、その他学業のみならず修身を通して日本的な生活習慣、道徳観、忠君愛国の意識などを身につけさせられていった。学校教育は家庭とも密接につながりを持ち、旧来のアイヌの生活様式、思考体系、言語習慣はことごとく崩されていくことになった。言い換えるならば学校教育を通して日本的価値観のもとにアイヌの文化性が否定されたといつてよいだろう。こうした一連の出来事によりアイヌ語は次世代への継承が閉ざされ、衰退へと導かれることになる。これを受けIIでは、アイヌ語が消滅の危機に瀕する危機言語の概念の範疇にあることを指摘し、その背景と対応する国際的な潮流を示した。一つの言語の消滅はその言語が保有する知の体系の消滅を意味し、人類の貴重な文化遺産を喪失することにも匹敵する。かつての植民地主義を背景に宗主国の言語が独立後の国々の中でも強く維持され社会的ステータスを担っている。グローバリズムの発達でも強

い言語への均一化が進んでいるといってもよい。そのため言語的マイノリティに属する人々の言語は劣勢となり、プライベート言語として地位の低下をみることになる。民族的な少数者や先住民族に当たる人々の言語はこうした背景のもと消滅の危機に瀕することになる。国際条約等ではこうしたマイノリティの言語を保持し、持続的に継承させていく必要性が訴えられており、その対応が求められている。Ⅲでは、危機言語の範疇に入るアイヌ語の復興活動の一つとして地域的に繰り広げられているアイヌ語教室について論考し、復興活動の意義を考えた。平取二風谷アイヌ語教室を一事例として成り立ち、実践的あり方、コンセプトを考えた。そこは語学教室とは異なる、実践的に言語を運用する方法を身につけるための学習機関ではなく、既存の知識をもとにアイヌ語を中核に据えながら、アイヌ文化の底を流れる知を得ていこうとする活動をおこなっていた。また教室に付随する広報活動なども地域を一体化させる場を提供していた。文化の継承を「形」の伝授ではなく、人々のつながりのうちに無形の価値として伝えていくこと方法を取っているといえる。復興活動は学習自体の振興ばかりではなく、アイヌ語が受け入れられる社会的環境を整備していくことにあると考えられた。そこには政治的、行政的な方策も求められるものであった。そしてなによりアイヌ語を所有する人々のアイデンティティの再確認、共同体の再生と社会的な復権が求められることを論じた。

今日若い世代でアイヌ語やアイヌ文化を自分のものとして昇華させ活動する人々が増えている。第二言語ながら母語と遜色なくアイヌ語を駆使できるものや、音楽や踊りを通し

てアイヌ語の魅力、アイヌ文化の魅力を新たに作り出し、伝えようとする人々も数多く出はじめている。また、アイヌ語を学習する子どもたちの吸収力には目を見張るものがある。こうした人たちの活動や活躍が一般社会にも自然な形で受け入れられ、アイヌ文化が言葉や文化や音楽のバリエーションの一つとして受け入れられていくことが期待できる。これまでアイヌの認知とは民族的な差異を意識し差別と偏見を乗り越えようという努力であった。しかし、グローバルな社会においては、民族的、文化的なものはその特性をとらえ積極的に受け入れていくことにあるように考えられる。アイヌ語の復興はアイヌ語やアイヌ文化に触れる機会を広げることにより認知度を高め、知識や学習者の裾野も広げていくことで実現していくものと考えられる。

注

- 1) 津軽一統志によれば17世紀シャクシャインの戦いのときに津軽藩は、藩内の津軽蝦夷といわれる人々を連れ蝦夷地に出兵したという。この頃にはまだ東北にもアイヌ民族と思われる集団が居住していたらしい。しかし、言語がどのようなものであったかは不明である。
- 2) 村崎恭子「アイヌ語の一方言がなくなるということ」『言語』Vol.28, No.12 1999年 p100
- 3) 明治2年5月21日の詔、北海道庁『北海道旧土人保護沿革史』(1934) 第一書房 復刻版1981 p84
- 4) 「開拓使事業報告付録布令類聚」河野本道編『対アイヌ政策法規類集』1981年 p31
- 5) 開拓使管内布達『明治二年三年4年開拓使布令録 完』
- 6) 児島によれば幕藩期にも手習いに努めれば飯を与える例がいくつもあることが指摘されている。児島恭子『アイヌ民族史の研究』吉川弘文館2003年 pp.311-312

- 7) 小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』北海道
大学図書刊行会1997年 p37
- 8) 児島恭子『アイヌ民族史の研究』吉川弘文館
2003年 p286) <旧土人の名称化からこの時代
に起きていた日本の差別性の理由とする。>
- 9) 阿部正己「歴史地理」第37巻第4号 河野本道
選『アイヌ関係著作集』『アイヌ史資料集 第二期』
第4巻 北海道出版企画1983年 再録 p121
- 10) 『対アイヌ政策法規類集』p49 河野本道編『ア
イヌ史資料集』第二巻法規・教育編 北海道出版
企画センター 1981年
- 11) 高倉新一郎『アイヌ政策史』日本評論社1943年
p422
- 12) 前掲『北海道旧土人保護沿革史』p93
- 13) 同上p95
- 14) 1872年5月の第1陣で35名（男26名、女9名）、
1874年3月に余市の男性1名が入所し、同10月に
扨捉の男性2名が入所する。
- 15) 前掲「歴史地理」『アイヌ史資料』再録 p124
- 16) 前掲「歴史地理」『アイヌ史資料』再録 pp124-
125
- 17) 前掲『アイヌ政策史』p444
- 18) 前掲「歴史地理」『アイヌ史資料』再録 p125
- 19) 前掲『近代アイヌ教育制度史研究』p71-72
- 20) 榎森進『アイヌの歴史』三省堂1987年 pp112-
113
- 21) 前掲『近代アイヌ教育制度史研究』p80
- 22) 前掲『アイヌ政策史』pp588-589
- 23) 渡辺嘉重「アイヌの調査」『北海道教育雑誌』
第47号 1896年 p15
- 24) 岩谷英太郎「あいぬ教育の方法」『東京茗溪会
雑誌』128号 1893年 p12
- 25) 教育規定は明治41年に特別教育規定の制定と共
に一般の小学校令と同施行規則にとって替わられ
るが、アイヌ児童の心身の発達や学力程度などの
理由からこれが不適切とされ、大正5年に旧土人
教育規程と施行上の注意を改めて制定しなおした。
これにより和入児童よりも就学年齢が1歳引き上
げられ、修業年限が原則4年に短縮された。
- 26) 上野昌之「教育政策と母語の衰退についての考
察」『早稲田大学大学院紀要別冊』14-2 2007年
p51
- 27) 伊東明「アイヌ学校史—姉茶尋常小学校（浦河）
を中心に—」『北海道大学教育学部研究紀要』
1988年 p96
- 28) 教育史学会コロキウム「アイヌ教育史」討論『北
海道大学教育学部研究紀要』1988 p121
- 29) 田村すゝ子「沙流方言概略」『アイヌ語沙流方
言辞典』草風館 p18
- 30) 『旧土人児童教育規程の施行につき注意すべき
事項』北海道庁訓令第四十三号 1901年
- 31) 北海道庁『旧土人に関する調査』1922年（大正
11年）河野本道選『アイヌ史資料集』第1集一般
概況編 1970年 再録 p78
- 32) 同上p9
- 33) 北方言語研究者協議会『アイヌ語の集い』北海
道出版企画センター 1994年 pp251-255
- 34) 鈴木敏和「言語権の構造」成文堂 2000年 p8
- 35) 2010年よりこれまで存続していたアイヌ語教室
は改編されアイヌ用語学習講座となり、鶴川、登
別、苫小牧、浦河、静内、平取、帯広でおこなわ
れている。平取二風谷においてはアイヌ語教室を
これとは別に開いている。
- 36) この教室は北海道アイヌ協会の委託事業ではな
く、平取町の事業として行われている。
- 37) 萱野志朗「アイヌ語教室の活動と自治体の役
割」『月刊自治研』vol.35 no.407 1993年 pp26-27
- 38) 萱野茂『アイヌの碑』朝日新聞社 1980年
pp10-12
- 39) 本文中のアイヌ語教室の内容は萱野氏へのイン
タビューと著者の教室参加時の体験による。
- 40) 萱野志朗氏はアイヌ語ペンクラブの会長として
アイヌ語新聞『アイヌタイムズ』も発行している。
- 41) 以前の講義内容は以下のテキストで参照するこ
とができる。二風谷アイヌ語教室『やさしいアイ
ヌ語』(1) (2) (3) 1989年、1991年、1993年
- 42) 本田優子『二つの風の谷』筑摩書房1997年、お
よび平取町二風谷アイヌ語教室『二風谷アイヌ語
教室・広報紙』1993~1999年
- 43) 国立国語研究所などで研究が復興計画を立案実
施することが必要な要件であろう。